

国土交通省PFIセミナー

緑風園改築及び運営事業(PFI) への取組みについて

平成17年11月16日

新潟県福祉保健部障害福祉課



新潟県

1 緑風園とは

○ 緑風園

- ⇒県立県営(直営)の知的障害者更生施設
- ⇒昭和36年、県内最初(全国4番目)の知的障害者施設として開設
- ⇒県立の障害福祉施設は緑風園を含め7か所

○ 知的障害者更生施設(入所)

- ⇒18歳以上の知的障害者を入所させて保護し、その更生に必要な指導及び訓練を行うもの
- ⇒県内に33施設
(うち24施設が社会福祉法人立)

参考 障害福祉関係の県立施設一覧表

施設名	所在地	施設種別	定員
緑風園	新発田市	知的障害者更生施設	70名
あけぼの園	長岡市	知的障害者更生施設	50名
にしき園	妙高市	知的障害者更生施設 知的障害児施設	40名 30名
コロニーにいがた白岩の里	寺泊町	知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害児施設	175名 50名 25名
新星学園	佐渡市	知的障害児施設	50名
はまぐみ小児療育センター	新潟市	肢体不自由児施設	95名
身体障害者更生指導所	新潟市	身体障害者更生施設	30名

参考 知的障害児者施設体系一覧

施設名	内容	施設数	うち公立
知的障害者更生施設	18歳以上の知的障害者を入所又は通所させて保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行う。	42	11 県立 4 市立 1 事務組合 6
知的障害者授産施設	18歳以上の知的障害者で、雇用されることが困難な者を入所又は通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに職業を与えて自活させる。	52	3 県立 1 市立 1 事務組合 1
知的障害児施設	知的障害の児童を入所させて保護するとともに独立自活に必要な知識技能を与えることも目的とする。	9	9 県立 3 市立 1 事務組合 5

施設数は平成17年10月1日現在

2 PFI実施に至った背景

- 1 施設の老朽化
- 2 障害福祉施設を取り巻く環境の変化
- 3 県が果たすべき役割の変化

2-1 施設の老朽化

- 昭和36年5月に開設
⇒改築もなく、築44年が経過
- 居室は4人部屋が主体
⇒利用者の生活の質(QOL)の向上が課題

参考 現緑風園の状況



2-2 障害福祉施設を取り巻く環境の変化

○ 福祉の考え方の変化

⇒利用者の選択の尊重

⇒サービス効率化の重視へ

○ 障害福祉施設の課題

⇒入所者の長期滞留化と重度化

○ 障害福祉施設に求められるもの

⇒地域生活支援の拠点化

⇒重度者の受入れとQOLの向上

2-3 県が果たすべき役割の変化

福祉施策は市町村が主体、県は広域的支援へ
障害福祉施設は社会福祉法人が充実



県立施設のあり方

- 最重度者などの支援を除き社会福祉法人へ移管
- 県職員には、相談業務や施策の企画立案分野などでの活躍を期待

3 新潟県の緑風園改築方針(1)

○ 民間の施設運営や処遇ノウハウの活用

⇒PFI手法を採用した改築

○ 入所者の生活の質の向上、サービスの向上

⇒社会福祉法人への運営移管

3 新潟県の緑風園改築方針(2)

○ 事業者を求めること

- ⇒利用者の生活の継続性の確保
- ⇒グループホームの設置(地域移行の視点)
- ⇒生活の質の向上を図る施設設計(個室化等)

4 事業スケジュール

1 第1期(平成14年10月～平成15年7月) 事業スキーム検討～募集要項公表

⇒内部(庁内)調整の時期

2 第2期(平成15年7月～現在) 事業者選定～工事着工

⇒外部(事業者)調整の時期

4-1 事業スケジュール(第1期)

平成14年10月 アドバイザー契約

⇒(財)日本経済研究所に委託

平成15年 2月 実施方針の公表

平成15年 3月 特定事業の選定

平成15年 4月 募集要項(案)の公表

平成15年 7月 募集要項の公表

4-2 事業スケジュール(第2期)

平成15年 8月	提案書締め切り
平成15年10月	優先交渉権者の決定
平成15年12月	仮契約締結
平成16年 3月	議会議決により本契約締結
平成16年 4月	設計開始
平成16年 6月	国庫補助金内示
平成16年10月	建設業者の入札・決定
平成16年11月	本体工事着工

5 本事業の特徴

- 1 事業スキーム
- 2 募集要件
- 3 審査方法
- 4 審査結果
- 5 建設業者の選定

5-1 事業スキーム

- BOO方式、事業期間10年
- 事業者は社会福祉法人に限定
- 国庫補助金を活用
- 建設業者は社会福祉法人が入札により選定

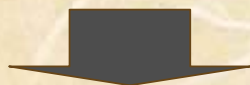
5-2 募集要件

- 知的障害者福祉法に基づく施設の事業者指定

⇒原則として、公共団体か社会福祉法人

- 社会福祉施設整備の国庫補助制度の対象

⇒公共団体と社会福祉法人に限定



- 募集要件

⇒県内で第一種社会福祉事業を経営する社会福祉法人に限定

5-3 審査方法

- 運営重視の審査配点、価格は全体20%
- プレゼンテーションの実施

項 目	配点
事業計画(リスク管理、収支計画など)	10点
施設整備計画(設計コンセプトなど)	30点
事業運営計画(運営方針、支援計画など)	40点
提案価格	20点

5-4 審査結果

○ 価格の評価が最も低い法人が優秀提案に。

審査項目	A法人	B法人	C法人
事業計画	7. 4点	8. 2点	8. 1点
施設整備計画	19. 1点	26. 6点	23. 7点
業務運営計画	27. 8点	34. 4点	28. 1点
提案価格	20. 0点	13. 3点	17. 2点
合計	74. 3点	82. 5点	77. 2点

5-5 建設業者の選定

- 国庫補助金を活用
 - ⇒ 社会福祉法人が建設業者を選定
- 入札による提案価格縮減の効果
- 建設業者が提案に参加しない
 - ⇒ 運営を行う事業者の主体性を確保
 - ⇒ 地元業者への受注機会を確保

6 選定された提案内容

○ 選定された事業者

⇒(福)のぞみの家福祉会(新発田市五十公野)

※ 知的障害者授産施設等の運営実績あり

○ 建物の特徴

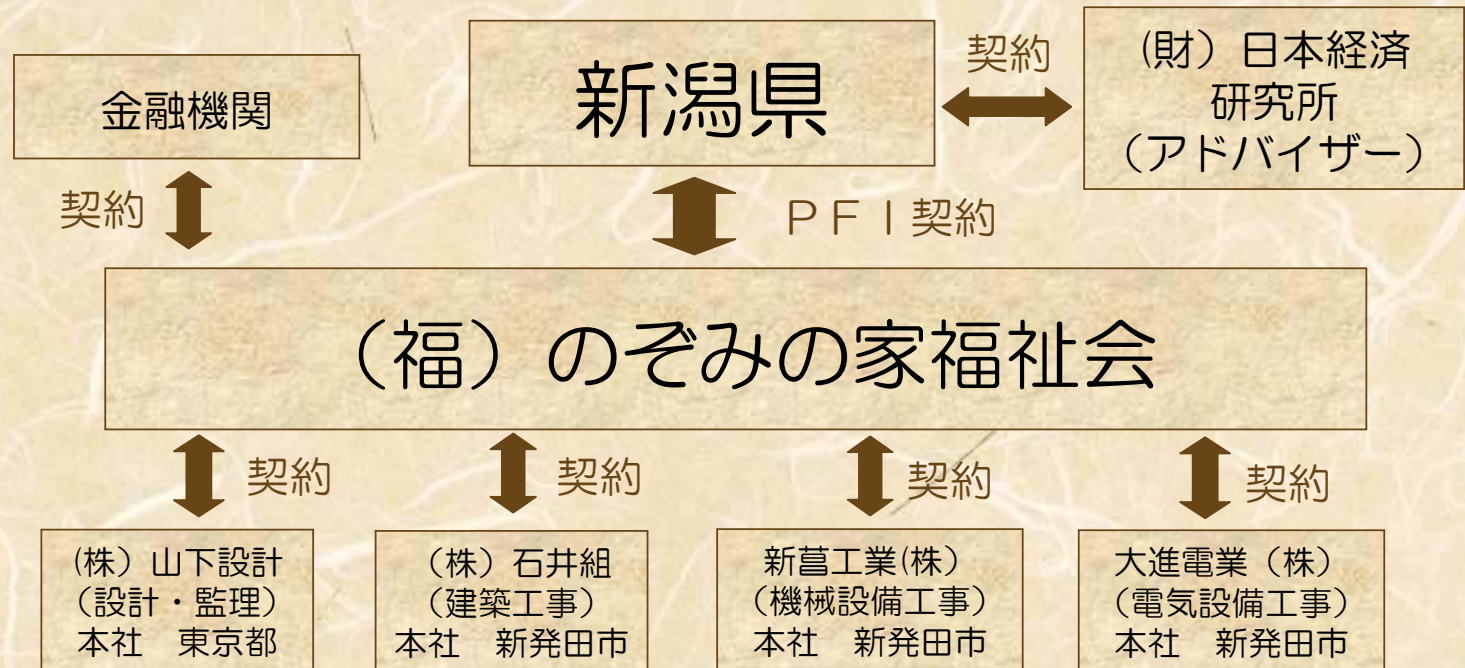
⇒ユニットケアの導入(地域生活を想定)

⇒ピットを設け、設備更新が容易

⇒周辺環境との調和がとれた建物

⇒民間企業と連携したグループホームの提案

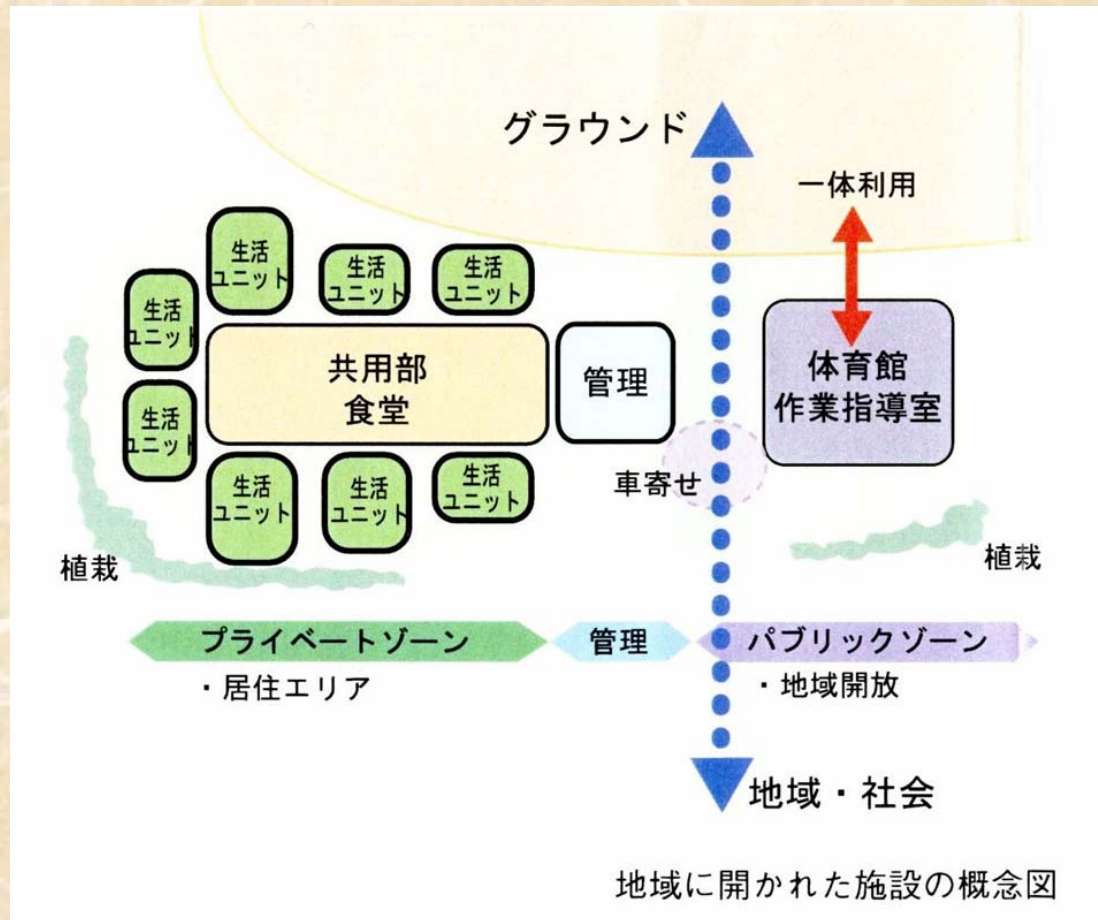
参考 本事業の契約体系



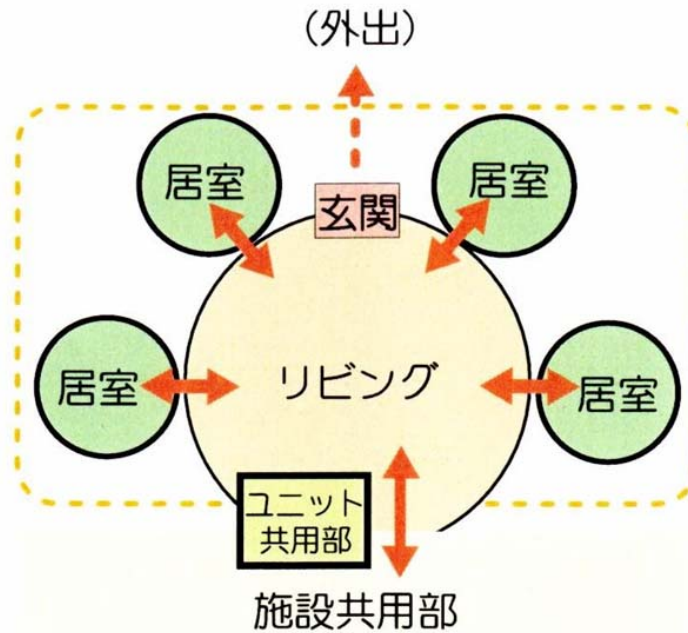
参考 新緑風園完成予想図



参考 新緑風園設計コンセプト(1)

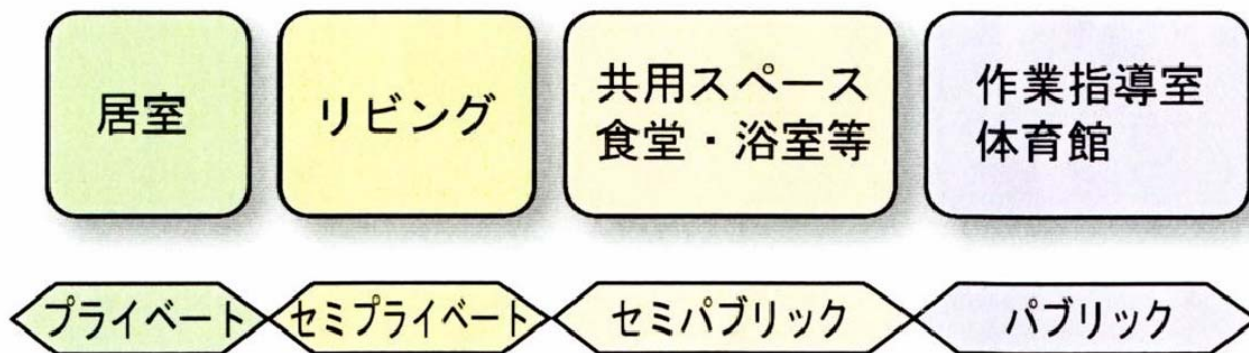


参考 新緑風園設計コンセプト(2)



生活ユニットのイメージ図

参考 新緑風園設計コンセプト(3)



4つの生活空間

7 今後の課題

- 円滑な引継ぎ

- ⇒事業者との連携による円滑な新生活への移行

- 運営モニタリングの方法と県の関与

- ⇒事業者の自立を促すモニタリング方法の確立

- 障害者自立支援法の動向

- ⇒法令変更リスクへの対応

- 他の県立障害福祉施設への展開

- ⇒本事業のノウハウ活用

本事業に関するお問合せ先

新潟県福祉保健部障害福祉課 育成係

電話: 025-280-5228

FAX: 025-283-2062

E-mail: T0402604@mail.pref.niigata.jp